(案)

令和**７**年度地域福祉推進会議開催費補助金交付要領

（目的と対象）

第１条　この要領は、山形市が実施する令和７年度地域福祉推進会議開催費補助金交付要綱（以下「推進会議補助要綱」という。）に基づき、山形市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）定款第４５条第１項に定める地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が実施する地域福祉推進会議の開催事業に対し、補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　この要領による補助の対象となる事業は、推進会議補助要綱第３条に定めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には対象としない。

（１）国、県及び市から、他の制度に基づく補助金等の交付を受けている事業

　（２）主として構成員の親睦を図ることを目的としていると認められる事業

（補助対象経費及び補助金の額）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、推進会議補助要綱第４条に定めるものとする。

（１）報償費のうち講師謝礼は、市が定める基準額以内とする(別表１)。

（２）食糧費は補助対象事業の実施１回につき１人当たりの上限を原則として1,500円とする。

（３）備品（５万円以上）購入費については、購入前に市社協と協議し、市の許可を受けたものに限る。申請時の事業計画書の実施内容に記載する。

（補助金交付申請）

第４条　地区社協は、補助金交付申請書（別記様式第１号）、事業計画書（別記様式第２号）及び収支予算書（別記様式第３号）を市社協が別に定める日までに提出するものとする。

（補助金の交付）

第５条　市社協は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、予算の範囲内においてその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(別紙様式第４号)により、交付決定の通知を行うとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

２　地区社協は、活動費総額が補助金交付額に達しない場合、その差額を市社協が別に定める日までに返還しなければならない。

（事業変更等の承認）

第６条　地区社協は、補助金の交付決定後に、補助対象事業の内容を変更し、又は中止するときは、市社協に相談のうえ、補助事業変更等承認申請書（別記様式第５号）を市社協に提出しなければならない。

（実績報告）

第７条　地区社協は、補助対象事業を完了したときは、完了後１か月以内に、補助金実績報告書（別記様式第６号）、事業報告書（別記様式第７号）及び収支決算書（別記様式第８号）を市社協に提出しなければならない。

（書類の保管）

第８条　地区社協は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業を実施した年度の翌年度から起算して５か年度間これらを保管しておかなければならない。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。